

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鴨川市	下小原地区	令和3年3月8日	令和3年12月17日

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	47. 3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44. 2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	17. 6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3. 4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2. 1ha
④地区内における中心経営体が引き受けている耕作面積の合計	5. 2ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18. 5ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区的課題

・担い手の高齢化による後継者不足が深刻化し、耕作放棄地が増加するため、農地中間管理機構等を活用して、農地を中心経営体に集積して行く必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下小原地区の農地利用は、中心経営体である認定農業法人下小原営農組合が担い、農地中間管理機構を通じて農地を引き受け利用することで、地域の農業・農地を守っていく。

樹園地及び畑利用については中心経営体である認定農業法人下小原営農組合が担っていくほか、新規就農者の育成・確保に向けた取り組みを進める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 中心経営体

属性	(氏名・名称) 農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(農)下小原営農組合	水稻、野菜	5.2 ha	水稻、野菜、果樹	18.5 ha	地域内
計	1法人		5.2 ha		18.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、227筆、313, 706.01m <sup>2</sup> となっている。
○農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
○新規就農の促進 将来的な中心的経営体の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。 農林水産課、農業委員会、安房農協、農業事務所などの関係機関と連携し新規就農者の育成を進める。
○新規・特産化作物の導入方針 米等の土地利用型作物以外に、中心経営体が収益性の高い作物などの園芸作物の生産や6次産業化に向けた事業に取り組む。
○鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
○災害対策への取組方針 水害、高温害等の被害防止のため、パトロール強化に取り組む。